

機械器具借受け申込書 記載例① (京都府内からの申込み)

平成30年 6月 1日

京都府中小企業技術センター所長 様

(〒600-0000)
 申込者 住 所 京都市下京区中堂寺南町000
 事業所名 株式会社 京都00
 氏 名 下京 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者氏名 下京 花子
 電話番号 075-315-0000

機 械 器 具 借 受 け 申 込 書

京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則第5条の規定により、下記により機械器具の借受けを申し込みます。
 使用に当たっては、下記使用条件を遵守します。

記

- 借受けを希望する機械器具の名称及び数量
 00000装置 1 台
 - 借受けの目的 (主なものを一つ選んでください)
 開発・改良 品質の確認 不良・不具合の原因究明 その他()
 - 借受け希望期間 平成30年 6月11日 9時から
 平成30年 6月11日 17時まで 1日間 (7時間)
 12時~13時は使用します。
 12時~13時は使用しません。
- (使用条件) 1 職員の指示に従い使用します。
 2 借受け目的以外の使用はしません。
 3 使用者の責に帰すべき事由により機械器具に損害が発生したときは、指示により申込者がその修理又は取替えに要する費用を負担します。

申 込 者 (本 社)	本社等所在地*	(〒 -)
	代表者氏名*	
	連絡先*	- -
	業 種 (注: 主なもの一つ選んでください)	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業の一部、 <input type="checkbox"/> 卸売業、 <input type="checkbox"/> 小売業、 <input type="checkbox"/> サービス業、 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業・情報処理サービス業、 <input type="checkbox"/> 旅館業、 <input type="checkbox"/> その他()
	資本金の額	1,000万 円
	従業員数	30人 (常時使用する従業員の数)

※の項目は上記申込者欄と同一の場合は記入不要です。

【センター使用料】

主たる事業として営んでいる業種	資本金総額	従業員総数	申請者 所在地			
			本社等 所在地	京 都 府 内	關 西 広 域 連 合 内 (広域産産振興分庁)	その他
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下 または 300人以下	300人以下	京 都 府 内	中小企業者：0.8 その他(大企業)：1.0	中小企業者：0.8 その他(大企業)：1.0	中小企業者：0.8 その他(大企業)：1.0
ゴム製品製造業の一部	3億円以下 または 300人以下	300人以下	京 都 府 外	中小企業者：0.8 その他(大企業)：1.0	1.0	一般従属：1.5 国産与機：1.0
卸売業	1億円以下 または 100人以下	100人以下				
小売業	5千万円以下 または 50人以下	50人以下				
サービス業	5千万円以下 または 100人以下	100人以下				
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下 または 300人以下	300人以下				
旅館業	5千万円以下 または 200人以下	200人以下				

←申込日を記入

←機械器具の借受けを申し込む事業所の住所などを記入

←機械器具の使用者の氏名、連絡先などを記入

←借受け希望の機械器具の名称・数量を記入

←主な借受けの目的を選択

←借受けの希望期間を記入

←昼休みの機械器具の使用状況を選択

←※の項目は、申込者欄と同じ場合は記入不要

←主たる事業の業種を選択

←株式会社における払込済資本の額を記入^{※2}

←企業全体の従業員数を記入^{※3}

※1 実質的な本社機能のある所在地の場合は、裏付け書類の提出が必要

※2 合名会社・合資会社・合同会社においては出資総額

※3 従業員数は連結ではなく単独の従業員数で、以下の人数を記入

- ・事業主、法人の役員を含まない
- ・パート・アルバイトを含む
- ・臨時の従業員 (労基法の解雇予告必要としない者) を含まない

※4 中小企業者の定義等については、下記の URL を参照

<https://www.kptc.jp/gijutsushien/chushoteigi/>

機械器具借受け申込書 記載例② (京都府外からの申込み)

平成30年 6月 1日

京都府中小企業技術センター所長 様

(〒520-0000)
 申込者 住 所 滋賀県大津市〇〇-〇-〇
 事業所名 株式会社 京都〇〇 滋賀工場
 氏 名 京都 次郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

担当者氏名 大津 花子
 電話番号 077-511-0000

機 械 器 具 借 受 け 申 込 書

京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則第5条の規定により、下記により機械器具の借受けを申し込みます。
 使用に当たっては、下記使用条件を遵守します。

記

- 1 借受けを希望する機械器具の名称及び数量
 〇〇〇〇〇装置 1 台
 - 2 借受けの目的 (主なものを一つ選んでください)
 開発・改良 品質の確認 不良・不具合の原因究明 その他 ()
 - 3 借受け希望期間 平成30年 6月11日 9時から
 平成30年 6月11日 17時まで 1日間 (7時間)
 12時~13時は使用します。
 12時~13時は使用しません。
- (使用条件) 1 職員の指示に従い使用します。
 2 借受け目的以外の使用はしません。
 3 使用者の責に帰すべき事由により機械器具に損害が発生したときは、指示により申込者とその修理又は取替えに要する費用を負担します。

申 込 者 (本 社)	本社等所在地*	(〒600-0000) 京都市下京区中堂寺南町〇〇〇
	代表者氏名*	下京 太郎
	連絡先*	075-315-0000
	業 種 (主なものを一つ選んでください)	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業の一部、 <input type="checkbox"/> 卸売業、 <input type="checkbox"/> 小売業、 <input type="checkbox"/> サービス業、 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業・情報処理サービス業、 <input type="checkbox"/> 旅館業、 <input type="checkbox"/> その他 ()
	資本金の額	1,000万 円
	従業員数	30人 (常時使用する従業員の数)

※の項目は上記申込者欄と同一の場合は記入不要です。

【センター利用欄】

主たる事業として営んでいる業種	資本金総額		従業員総数		申請者 本社等 所在地	京畿府内	京畿府外	関西広域連合内 (広域企業区分別)		その他	
	〇億円以下	または	〇〇〇人以下	または				中小企業者：0.8	その他(大企業)：1.0		中小企業者：0.8
製造業、卸売業、運輸業など	〇億円以下	または	〇〇〇人以下		京畿府内	京畿府内	京畿府外	中小企業者：0.8	その他(大企業)：1.0	中小企業者：0.8	その他(大企業)：1.0
ゴム製品製造業の一部	〇億円以下	または	〇〇〇人以下					中小企業者：0.8	その他(大企業)：1.0	1.0	一社破産：1.5
卸売業	1億円以下	または	100人以下								
小売業	5千万円以下	または	50人以下								
サービス業	5千万円以下	または	100人以下								
ソフトウェア業・情報処理サービス業	〇億円以下	または	300人以下								
旅館業	5千万円以下	または	200人以下								

← 申込日を記入

← 機械器具の借受けを申し込む事業所の住所などを記入

← 機械器具の使用者の氏名、連絡先などを記入

← 借受け希望の機械器具の名称・数量を記入

← 主な借受けの目的を選択

← 借受けの希望期間を記入

← 昼休みの機械器具の使用状況を選択

← 本社の所在地を記入^{※1}

← 法人の代表者氏名又は個人の場合は事業主を記入

← 本社の電話番号を記入

← 主たる事業の業種を選択

← 株式会社における払込済資本の額を記入^{※2}

← 企業全体の従業員数を記入^{※3}

※1 実質的な本社機能のある所在地の場合は、裏付け書類の提出が必要

※2 合名会社・合資会社・合同会社においては出資総額

※3 従業員数は連結ではなく単独の従業員数で、以下の人数を記入

- ・ 事業主、法人の役員を含まない
- ・ パート・アルバイトを含む
- ・ 臨時の従業員 (労基法の解雇予告必要としない者) を含まない

※4 中小企業者の定義等については、下記の URL を参照

<https://www.kptc.jp/gijutsushien/chushoteigi/>